



記者発表資料 1枚

令和5年8月25日
福島県土木部技術管理課

猛暑により作業を休止した期間について、工期延長を協議の対象とします。

(県土木部工事の受注業者の皆様へ)

危険な暑さが続いており工事関係者の熱中症発生防止対策を強化する必要があるため、県土木部発注工事において、猛暑により作業を休止した場合、下記のとおり休止日数を契約工期に追加できることとしますので、お知らせします。

記

1 内容

- ・ 工期の追加日数については、工事日報と最寄りの気象庁等観測所の観測データから、猛暑により作業を休止した日数とし、受注者から発注者への協議により変更契約を行う。
- ・ 対象期間は令和5年7月1日から9月20日までの期間とする。なお、今後の猛暑日等の状況に応じて、対象期間を延長する。

2 その他

- ・ 本取組は上記の期間に限定して実施するものです。

【問い合わせ先】

土木部 技術管理課 (担当者) 主幹(兼)副課長 鈴木博明
電話 024-521-7458 内線 3535 FAX 024-521-7949